

会議録

会議の名称	平成27年度 第1回 西東京市地域公共交通会議
開催日時	平成27年5月25日（月曜日） 午後2時55分から4時40分まで
開催場所	西東京市防災センター 講座室1
出席者	委員：稲垣委員、児玉委員、今野委員、関根委員、町田委員、阿部委員、松本委員、石川委員（代理：小川様） 事務局：柴原まちづくり担当部長、高橋課長補佐、岩見主事、亀井主事 傍聴者：なし
議題	議題1 西東京市地域公共交通会議委員の委嘱について 議題2 はなバスルート等の見直しについて 議題3 パブリックコメント意見について 議題4 今後のスケジュールについて
会議資料の名称	資料1 西東京市地域公共交通会議委員名簿 資料2 「はなバスルート等見直し（案）に関するパブリックコメント」 掲載資料・平成26年度第5回会議資料（第4ルート変更案図） 資料3 パブリックコメントの実施結果（概要） 資料4 今後のスケジュールについて 参考資料 コミュニティバス路線等検討調査 報告書
記録方法	全文記録 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>事務局：</p> <p>議題及び配布資料の確認</p> <p>会長：</p> <p>（開会宣言）</p> <p>・西東京市地域交通会議設置要綱第6第2項に規定する定足数（委員の過半数）を満たしていることを報告</p>	

「会議の公開について」

会長：

議事に先立ち、会議の公開についてお諮りする。当会議は、西東京市地域公共交通会議設置要綱第7の規定により、会議録も含め、原則公開となっているが公開でよろしいか。

(全員賛成)

会長：

それでは、本日の会議については原則どおり公開とする。

議題1 西東京市地域公共交通会議委員の委嘱について

会長：

議題1「西東京市地域公共交通会議委員の委嘱について」事務局から説明を求める。

事務局：

新たに委員になられた3名を紹介。

(関東バス株式会社 運輸部 計画担当部長 阿部末広様

関東運輸局主席運輸企画専門官 石川雄司様

警視庁田無警察署 交通課長代理 岩田憲明様)

・阿部委員、石川委員の代理の小川様に委嘱状交付

(欠席の岩田委員については後日委嘱状交付を行った)

議題2 はなバスルート等見直しについて

会長：

議題2「はなバスルート等見直しについて」事務局から説明を求める。

事務局：

第4北側ルートが前回会議から変更になった理由、パブコメ実施時期の変更について説明。

会長：

はなバスルート等の見直しについて質問・意見等ないか。

○委員：

第4北側ルートは新青梅街道を通るルートとなっているが、新青梅街道では渋滞が発生することが多い。渋滞による遅延が生じる等、定時性に問題はないのか。

事務局：

事務局で当該区間を時間帯を変えて走行してみたが、所要時間は20分程度であった。信号待ちにより多少遅れることはあったが、定時性に問題はないと考える。

○委員：

当該区間を通過するだけであれば右左折を考慮しても影響が少ないと思われる。

○委員：

渋滞による遅延が頻繁に生じることにより定時性が保たれなくなると、利用者がはなバスを利用しないことにつながるので、ダイヤ等を検討する際は定時性の確保に留意して作成すべき。

事務局：

バス事業者と調整し、定時性の確保ができるようダイヤ等を検討していきたい。

○委員：

新青梅街道にはバス停は設置しないのか。

事務局：

新青梅街道には新規停留所の設置を想定していない。それ以外の停留所については、約300メートル毎に1か所の間隔で設置することを予定している。また、具体的な位置についてはルート確定後にバス事業者と調整していきたいと考える。

○委員：

新青梅街道にバス停設置をしないのは何か理由があるのか。

事務局：

新青梅街道が特定緊急輸送道路に指定されているため、新たにバス停設置ができないと聞いている。

○委員：

特定緊急輸送道路は震災時に重要な道路として指定しているだけであり、コミュニティバスの停留所が設置できないことはないのではないか。新青梅街道にバス停留所が設置できない理由を整理すべき。

○委員：

第4南側ルートについてだが、前回の会議では、みたけ分社通り～芝久保間を廃止するとしていたが、今回の案では課題区間として位置づけられている。

この区間を廃止としてしまうと新たに公共交通空白地域が発生してしまうため課題区間としたと考えられるが、廃止と位置づけていた区間を課題区間とした経緯を整理すべきである。

事務局：

昨年度の乗降調査の結果より西武新宿線の北側区間の利用者が少ないことを把握している。西武新宿線の北側区間と南側区間の利用者の偏りを解消するため、西武新宿線の北側と南側でルートを分割するルートを案とした。

ただ、いきなりみたけ分社通り～芝久保間を廃止としてしまうと周辺住民への影響が大きく、また、新たに公共交通空白地域が発生する。

そのため、芝久保運動場～芝久保間を課題区間とし、利用状況を踏まえ便数を縮小しつつ、利用状況の推移を把握していきたい。

○委員：

はなバスは収入が運行に係る経費に満たない場合に、不足額を市が補助金としてバス事業者へ交付しているため、利用者が少ない区間は廃止せざるを得ないというような説明や考え方を持つべきではないか。

○委員：

芝久保運動場～芝久保間を課題区間とするとしているが、例えば、北側ルートを2分割し、芝久保運動場～芝久保間利用者ができるようなルートを検討するなど、様々な検討が図られたうえで、この案となったのか。

事務局：

第4北側ルートを2つに分け、橋場から青梅街道の南側の都道を通り芝久保2丁目バス停まで至るルートを検討した。しかし、バス事業者より青梅街道の南側の都道周辺住民は路線バスを多く利用することから、はなバスがこの区間をルートとすると、路線バス利用者が移動手段をはなバスへと変更し、路線バスの利用者数に大きな影響が出ることが考えられるという意見が出たため、第4南側ルートの芝久保運動場～芝久保間を課題区間とした案を作成した。

○委員：

既存ルートを縮小するとなると周辺住民から意見が多く集まることが予想されるため、周辺住民の理解が得られるよう十分な説明ができるようにしなければならない。

また、ルートを一部区間縮小することとなるが、例えば、利用の多い西武新宿線の南側区間の運行本数を増やすことでサービス水準を上げるなど、利用者数を一定数確保するように努めるべきである。

会長：

他に質問、意見はないか。

無いようであれば、次に、議題3「パブリックコメント意見について」事務局から説明を求める。

議題3 パブリックコメント意見について

事務局：

パブリックコメントの実施結果（概要）について説明。

（平成27年4月17日（金曜日）から5月18日（月曜日）までの期間、24人から28件の意見提出。ルート見直しに関する意見が最も多く20件であり、他に運行ダイヤ、運行本数に関する意見提出があった。）

会長：

事務局から説明のあった「パブリックコメント意見について」質問、意見等ないか。

○委員：

パブコメの事務局回答案で、第3ルート田無駅～東伏見駅の新町5丁目～東伏見南口駅間について「路線バスと重複する区間が長いという課題がある」とあるが、はなバスと路線バスとで行き先の異なる場合についても競合となるのか。

事務局：

第3ルート田無駅～東伏見駅の新町5丁目～東伏見駅南口については、はなバスと路線バスとで行き先は異なるが、同じ区間を走行している距離が長く、路線バスの経営に影響を及ぼす可能性があるため競合ととらえている。

なお、回答案には、第3ルート田無駅～東伏見駅の一人あたりの公費負担額が他のルートと比較して大きいこと、新町5丁目～東伏見駅南口間の利用者が少ないことも課題として追記することで、意見提出者が理解できるような回答としたい。

○委員：

国土交通省のガイドラインでは「競合」に具体的な定義はないため、競合の定義や判断については交通会議の場で今後議論すべきである。

○委員：

競合に関しては運賃や運行本数、営業時間の違いなど様々な面から総合的に判断すべきであるが、一例として、路線バスとコミュニティバスが重複している区間で運賃格差がある場合、バス事業者では競合ととらえている。そのため、東村山市や東大和市で

は、コミュニティバスの運賃を路線バスの初乗り運賃に合わせることで運賃格差を作らないようにしている。

○委員：

基幹を路線バスが担い、路線バスでは補いきれない部分をコミュニティバスで補完するというのがコミュニティバスの本来の位置づけであると考えている。

そのため、ルート見直しの際は、バス事業者と市が一体となって利便性の高い公共交通を提供できるようにすべきである。

会長：

第4南側ルートの課題区間を「田無駅～花小金井駅のルートとして存続」とあるが、本日の議論を踏まえると存続という表現を改めるべきある。

会長：

他に質問、意見はないか。

無いようであれば、議題4「今後のスケジュールについて」事務局から説明を求める。

議題4 今後のスケジュールについて

事務局：

今後のスケジュールについて説明。

(平成28年4月のルート見直し実施にむけ、10月に運輸局へ事業認可し取得申請を行う。運輸局申請前に警視庁協議、警視庁協議に向けた交通量調査、バス停留所候補地の選定等を行う予定。)

会長：

他に質問、意見はないか。

会長：

全体を通して、何か意見等はないか。

無いようであれば、これをもって本日の議事を終了とする。

会長：

本日の会議の会議録については、事務局にて作成を指示する。

これをもって、平成27年度 第1回 西東京市地域公共交通会議を閉会する。

以上